主

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人鈴木喜太郎の上告趣意第一点は違憲(三一条違反)をいうけれども、実質は単なる訴訟法違反の主張に帰し、同第二点も単なる訴訟法違反の主張に止まるものであつて、いずれも適法な上告理由に当らない(本件のように、被告人が特定の日時、場所において特定人に対し一回に各内容の異なるわいせつフイルム数本を販売した事案につき、検察官がそのうちの一部本数の販売事実を起訴した場合において、起訴状に当該フイルムの内容が明示、特定されていないからといつて、直ちに起訴状記載の訴因が特定していないとの違法はなく、また第一審判決が右公訴事実同様の事実を認定、判示したからといつて、同判決に犯罪事実を確定しない違法または審理不尽の違法はないとした所論原判示は、相当として是認することができる。)。よつて刑訴四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のと

昭和三九年一二月一七日

おり決定する。

最高裁判所第一小法廷

判長裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	λ	江	俊	郎
裁判官	松	田	_	郎